

# よなごの国保



## 8月に保険証を更新します

新しい保険証は、7月中旬に簡易書留で世帯主の方へ郵送します。1通につき3名分までの保険証が入っています。4名以上の世帯には、2通以上届くことになります。

### ●有効期限について

保険証の更新は毎年8月1日になります。今回お送りする保険証の有効期限は平成27年7月31日となっています。1年間お使いいただくものですので、大切に保管して下さい。

また、下記に該当する方の有効期限は異なったものになります。

- ◎平成26年8月2日から平成27年7月31日までの間に
  - ・75歳になる方（後期高齢者医療制度に移行）
- ◎平成26年8月2日から平成27年7月1日までの間に
  - ・70歳になる方（高齢受給者に該当）
  - ・退職者医療制度に該当の方で65歳になる方
- ◎学生の届けをいただいております平成26年8月2日から平成27年7月31日までの間に卒業予定となる方
- ◎保険料に未納のある方

## 不審な電話や還付金詐欺が多発しています！

全国各地で市区町村、社会保険事務所（年金事務所）の職員を装い、医療費の還付があるなどと言ってATMを操作させて、お金を振り込ませる事例が多数発生しています。

- ◎ 還付金の支払をATM（現金自動預け払い機）で行うことはありません。
- ◎ 不審な電話がありましたら、下記の電話番号で保険年金課にご確認ください。

米子市保険年金課 TEL (0859) 23-5122（保険証、後期高齢者医療） 23-5124（納付相談）  
23-5126（高額療養費、人間ドック） 23-5123（特別医療）

平成26年7月1日

# 平成26年度の保険料の納付が7月から始まります

## ●平成26年度の保険料の料率等について

保険料率の変更はありませんが、「後期高齢者支援金等賦課額」と「介護納付金賦課額」の賦課限度額がそれぞれ2万円引き上げとなりました。

詳しくは、7月中旬にお送りします納付書のご案内をご覧ください。

## ●保険料を金融機関窓口で納付の方または口座振替の方

国民健康保険料納入通知書を7月中旬にお送りしますので、最寄りの金融機関、保険年金課⑦番窓口、淀江支所地域生活課で納めてください。

なお、口座振替をご利用の方は、納期限の日にご指定の金融機関の口座から振り替えとなりますので、口座の確認をお願いします。

### 平成26年度国民健康保険料の納期限

1期	7月31日(木)	5期	12月1日(月)
2期	9月1日(月)	6期	12月25日(木)
3期	9月30日(火)	7期	2月2日(月)
4期	10月31日(金)	8期	3月2日(月)

保険料の納付は、ゆうちょ銀行・郵便局(中国5県内)もご利用できるようになりました(納期内納付のみ)。

## 国民健康保険料の納付が困難な方は、保険年金課の窓口へご相談ください

## ●保険料を年金天引きされている方の納付月は、8月、10月、12月、2月、4月、6月となります。

※国民健康保険料を滞納していない方については、「年金からの引き去り」を止めて、「口座振替」によるお支払に変更することができます。ご希望の方は下記のものをご持参の上、保険年金課で手続きをお願いします。7月31日(木)までにお申し出いただいた場合には、10月以降に支給される年金から引き去り中止となります。

### 【持参していただくもの】

・平成26年度国民健康保険料納入通知書 ・口座振替に使用する通帳 ・通帳のお届け印

# 平成25年度の国民健康保険事業の収支状況概要をお知らせします

(単位：千円)

歳入 <総額 15,558,894>		歳出 <総額 15,862,783>	
保険料(税)	2,998,376	総務費	327,178
国庫、県支出金	4,322,671	保険給付費	10,540,398
療養給付費交付金	978,581	後期高齢者支援金等	1,909,714
前期高齢者交付金	4,241,122	前期高齢者納付金等	1,944
共同事業交付金	1,747,435	介護納付金	794,097
一般会計繰入金	1,215,953	共同事業拠出金	1,784,751
基金繰入金	0	保健事業費	132,956
繰越金	0	繰上充用金	202,580
その他	54,756	その他	169,165

国民健康保険事業の会計は、加入者の納める保険料や国県の補助金を収入として、主に医療費(保険給付費)の支払いを行っています。

歳入総額の内、約20%が保険料です。加入者数が減少していることから、前年比約2千万円の減少となりました。

歳出では、約66%が保険給付費で、前年と比べると約3億2千万円の増加となっています。

平成25年度の国民健康保険財政は歳入が不足するため、約3億円を平成26年度分の歳入から前倒しをして補います。平成25年度では、平成24年度に不足した約2億円を補っていましたので、単年度としては約1億円の赤字となります。

# 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

## ●国民健康保険加入の方：更新は7月22日（火）からです。

現在交付している認定証は、平成26年7月31日が有効期限となっています。8月以降も認定証が必要な方は、市役所保険年金課の番窓口または淀江支所地域生活課で更新の手続きをお願いします。また、新たに認定証が必要な方も随時交付いたしますので申し込みを行ってください。

対象となる方	
70歳未満の方	国民健康保険に加入しているすべての方
70歳～75歳未満の方	国民健康保険に加入していて、住民税が非課税の世帯の方

※70歳以上の住民税が課税されている世帯の方は、保険証を医療機関の窓口へ提示することで、自己負担限度額までの支払となります。そのため、「認定証」の申請は必要ありません。



## ●後期高齢者医療制度加入の方：今回より自動更新とします。

現在認定証を交付している方（お手元に平成26年7月31日有効期限の認定証をお持ちの方）については自動更新になります。更新した認定証は7月下旬に郵送いたします。また、新たに認定証が必要な方は随時交付いたしますので市役所保険年金課の番窓口または淀江支所地域生活課で申し込みを行ってください。

限度額適用・標準負担額減額認定証の申し込みができるのは住民税非課税世帯の方です。  
「後期高齢者医療被保険者証」と印鑑をお持ちください。

※住民税が課税されている世帯の方は、保険証を医療機関の窓口へ提示することで、自己負担限度額までの支払となります。そのため、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請は必要ありません。

※住民税課税世帯・住民税非課税世帯の判定は、平成26年8月から平成27年7月の間は平成26年度の住民税課税状況で判定します。

### 認定証とは…

認定証は、入院や外来診療・調剤薬局等での医療費の支払額が、国が定める自己負担限度額を超えて高額となる時、窓口での支払を法定の自己負担限度額までにとどめることができるものです。法定の自己負担限度額は被保険者の所得区分で異なりますが、一般所得者の場合、ひと月おおむね8万円程度が限度額（窓口で支払う金額の上限）です。

また、住民税非課税世帯の方については、入院時の食事療養費の自己負担額が減額されます。

# 国民健康保険料の納付が困難な方は、保険年金課の窓口へ

## 病気、失業、事業の廃止などで保険料の納付が困難な方

### I 解雇等により健康保険がなくなったとき

○以下の条件にすべて当てはまる方については、申請により、前年〔平成25年〕中の給与所得を30%とみなして、当該年度〔平成26年度〕の保険料を計算します。

- ・ 離職日時点の年齢が65歳未満の方
- ・ 雇用保険受給資格者証が交付されている「特定受給資格者（倒産・解雇等により離職を余儀なくされた方）」または「特定理由離職者（期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由により離職した方）」

○保険料の軽減の期間は、離職の翌日から翌年度までの期間です。国民健康保険加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

### II 減免制度

保険料の減免は、災害等により生活が著しく困難となり、保険料の支払が困難になった方に対し、申請により、行う制度です。

保険料の減免の額は、減免の理由が発生した以後の納期分の保険料の額となります。

減免の理由区分	減免の限度額	申請に必要なもの
震災、風水害、落雷、火災又はこれに類する災害を受け、保険料の納付が困難となったとき	減免対象となる保険料額の4/10相当額～全額	・ 被災証明書 ・ 被保険者証
納付義務者等が生活保護法の規定による保護の適用を受けたとき	生活保護適用日以降の納期に係る保険料額の全額	・ 生活保護開始決定通知書
死亡、長期にわたり就労阻害となる疾病、失業（自己都合は含まず、企業倒産等によるもの）等により、当該年の納付義務者等の所得の見積額の合計額が、前年の納付義務者等の所得の合計額の2分の1以下に減少するために保険料の納付が著しく困難と認められるとき	減免対象となる保険料の所得割額（上記Iに該当する場合は減額後の金額）の4/10相当額～8/10相当額	・ 診断書 ・ 離職票 ・ 源泉徴収票など所得がわかるもの ・ 被保険者証
おおむね65歳以上の方や障がい者、家族に病人、身体障がい者、幼児等がいることにより看病・介護等をしなければならないため働きたくても働くことができない状態の者で構成されている世帯で、所得の見積額が低額であるために保険料の納付が著しく困難と認められるとき	減免対象となる保険料の所得割額及び資産割額の合計額の2/10相当額～6/10相当額	・ 診断書 ・ 源泉徴収票など所得がわかるもの ・ 障害者手帳など障がいの状況がわかるもの ・ 被保険者証

納期分を一括で納付が困難な方・・・分割納付などの相談を承ります。

納付のため、金融機関や市役所に行く時間がとれない方・・・訪問徴収の方法もあります。